

## 秘密保持に関する遵守事項

### 第 1 条(目的)

契約の受託者(以下、「乙」という)は、日野市(以下、「甲」という)の業務に関して甲から開示される秘密情報の適正な取扱いを確保するため、以下の遵守事項を誓約する。

### 第 2 条(定義)

「秘密情報」とは、甲が乙に開示する情報のうち、秘密である旨が明示された個人情報を含む重要情報(書面、電子データ、口頭その他開示形態を問わない)をいう。ただし、次に該当する情報を除く。

(1)開示時点で公知の情報、または開示後に乙の責によらず公知となった情報

(2)開示時点で乙が既に保有していたことを証明できる情報

(3)第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報

(4)甲から開示された情報に依拠することなく乙が独自に開発した情報

2 乙が本件業務を通じて知り得た個人情報、機密性の高い情報、並びに甲が秘密性を別途指定した情報は、開示形態を問わず秘密情報とみなす。

### 第 3 条(秘密保持の遵守)

乙は、秘密情報を厳重に管理し、善良なる管理者の注意義務をもって取り扱う。

2 乙は、甲の書面による事前承諾なく、秘密情報を第三者に開示、提供、漏えいしない。

3 乙は、秘密情報を本件業務の目的以外に利用しない。ただし、法令、裁判所または行政機関の命令等により秘密情報の開示を求められた場合、乙は可能な限り事前に甲へ通知し、開示範囲を最小限とし、保護命令の申立等の合理的措置を講じる。

### 第 4 条(個人情報の保護)

乙は、「個人情報の保護に関する法律」及び甲の個人情報保護規程を遵守し、個人情報を厳格に管理する。

2 乙は、甲の書面による事前承諾なく、個人情報を第三者に開示、提供、漏えいしない。

### 第 5 条(再委託の取扱い)

乙は、本件業務の全部または一部を第三者に再委託する場合、事前に甲の書面承諾を得る。

2 乙は、再委託先に本遵守事項と同等以上の秘密保持義務を課し、その履行を確保する。

3 乙は、再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。

## 第6条(情報セキュリティ対策)

- 乙は、甲の情報セキュリティポリシー及び関連規程を遵守する。
- 2 乙は、不正アクセス、マルウェア感染、情報漏えい等の脅威に対し、必要かつ適切な技術的・組織的対策を実施する。少なくとも以下を含む。
- (1)アクセス権限の厳格管理(付与・変更・剥奪の手続、最小権限、二要素認証)
  - (2)不正アクセス監視、マルウェア対策ソフトの導入・更新
  - (3)通信・保存時の暗号化、ログの適切な管理・保存
  - (4)脆弱性管理(パッチ適用、脆弱性スキャンの実施)
  - (5)バックアップ及び復旧手順の整備・検証
  - (6)セキュリティインシデント発生時の報告体制の確立と是正措置
- 3 インシデント発生時に乙は、甲が実施するセキュリティ監査に協力する。

## 第7条(秘密情報の返還・消去)

- 乙は、本件業務の終了時または甲の要求があった場合、秘密情報を直ちに返還するか、甲の指示に従って消去・破棄し、その旨を証する書面(消去・破棄証明書)を提出する。
- 2 乙は、電子データを復元不可能な方法(上書き消去、物理破壊等)で完全に消去し、紙媒体は溶解等で廃棄する。

## 第8条(違反時の対応)

- 乙は、本遵守事項に違反した場合、直ちに甲へ報告し、甲の指示に従い是正・再発防止措置を講じる。
- 2 乙は、違反により甲または第三者に損害が生じたとき、甲が被った損害(合理的な弁護士費用を含む)の賠償に誠実に対応する。

## 第9条(遵守期間の存続)

本遵守事項の有効期間は本件業務の期間中とし、秘密保持義務は業務終了後も存続する。

## 第10条(協議)

本遵守事項に定めのない事項または解釈に疑義が生じた事項は、甲乙協議の上、円満に解決する。